

資料 付属資料

資料-1 北海道日高地域公共交通活性化協議会 規約

(名称)

第1条 本会は、北海道日高地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画の作成及び実施に関する協議を行うために設置する。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 地域公共交通計画の作成及び変更に関する協議
- (2) 地域公共交通計画の実施に関する協議
- (3) 地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施
- (4) 前3号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事業

(協議会の委員)

第4条 協議会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

- 2 委員の報酬及び費用弁償に関する事項は、会長が別に定める。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(協議会の役員)

第5条 協議会に、次に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 1名
 - (3) 監事 2名
- 2 会長は、北海道日高振興局副局長をもって充てる。
 - 3 副会長及び監事は、会長が指名する委員をもって充てる。
 - 4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
 - 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、会長の職務を代理する。
 - 6 監事は、協議会の出納を監査し、その結果を会長に報告しなければならない。
 - 7 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることができない。

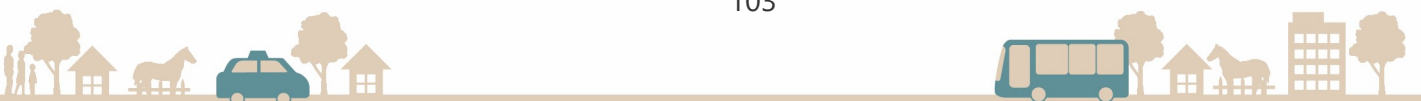
(総会)

第6条 総会は、委員をもって構成する。

- 2 総会は、会長が招集する。
- 3 総会は、次に掲げる事項を協議し、議決する。
 - (1) 協議会の規約の制定及び改廃に関する事項
 - (2) 地域公共交通計画の作成及び実施に関する事項
 - (3) 事業計画の決定及び事業報告の承認に関する事項
 - (4) 予算の決定及び決算の承認に関する事項
 - (5) 協議会の解散に関する事項
 - (6) その他協議会の運営上必要と会長が認めた事項
- 4 総会の議長は、会長がこれに当たり、会長が欠席した場合にあっては、副会長がこれに当たる。
- 5 会長は、総会の開催の日時、場所及び総会に付議すべき案件をあらかじめ委員に通知しなければならない。



- 6 総会は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。
 - 7 総会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、第3項第5号に掲げる事項にあつては、委員の総数の4分の3以上で決するものとする。
 - 8 委員は、やむを得ない理由により総会に出席することができないときは、あらかじめ通知された事項について、書面により議決権を行使し、又は当該委員の所属する団体の職員を代理人として議決権を委任することができる。この場合において、当該委員は、総会に出席したものとみなす。
 - 9 総会は、原則として公開とする。ただし、総会において個人情報を取り扱う場合その他会議を公開することにより総会の運営に支障が生ずると会長が認めるときは、全部又は一部を公開しないこととすることができる。
 - 10 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を総会に出席させ、意見を聴取することができる。
 - 11 第4項から前項までの規定にかかわらず、感染症のまん延を防止するため必要があるときその他やむを得ない事情により総会を招集することができないと会長が認めるときは、第3項各号に掲げる事項について書面により委員の意見を徴する方法により総会を行うことができる。この場合において、会長が指定する期日までに書面を提出した委員の2分の1（同項第5号に掲げる事項にあつては、委員の総数の4分の3）以上が当該事項について同意したときは、当該同意をもって総会の議決があつたものとみなす。
 - 12 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。
(分科会)
- 第7条 第3条各号に掲げる事業について専門的な調査又は検討を行うため、必要に応じて協議会に分科会を置くことができる。
- 2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、前条の規定に準じて会長が別に定める。
(協議結果の尊重義務)
- 第8条 委員は、協議会において協議が調った事項については、その結果を尊重しなければならない。
(守秘義務)
- 第9条 委員並びに第6条第10項の規定により総会に出席した者及び第7条に規定する分科会に出席した者は、個人情報その他協議会の運営上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
(事務局)
- 第10条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。
- 2 事務局は、北海道日高振興局地域創生部地域政策課に置く。
 - 3 事務局には、事務局長、事務局次長その他必要な職員を置く。
 - 4 事務局長は、北海道日高振興局地域創生部長をもって充てる。
 - 5 事務局は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 総会の運営に関する業務
 - (2) 協議会の経費の執行及び管理に関する業務
 - (3) 文書の收受、発送、編さん及び保存に関する業務
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項に関する業務
- 6 前各項に定めるもののほか、事務局の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。
(財務)
- 第11条 協議会の経費は、負担金、補助金、繰越金その他の収入をもって充てる。
- 2 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
 - 3 監事は、協議会の会計の監査を行ったときは、その結果を会長に報告しなければならない。



- 4 前3項に定めるもののほか、財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。
(協議会が解散した場合の措置)
- 第12条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを清算し、清算後は、その結果を委員であった者に対し通知するものとする。
- 2 協議会が解散する際に有する残余財産の処分は、解散を議決した総会の時に議決を経て、その取扱いについて決定する。
(剰余金等の処理)
- 第13条 協議会は、決算において、剰余金が生じた場合には、総会の議決を経て、これを処理しなければならない。
- 2 協議会は、決算において、欠損金が生ずる見込みとなった場合には、総会の議決を経て、これを処理しなければならない。
(事故の処理)
- 第14条 協議会は、第3条各号に掲げる事業に起因する事故が生じたときは、総会の議決を経て、これを処理しなければならない。
(委任)
- 第15条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。
- 附 則
この規約は、令和4年4月1日から施行する。



別表(第4条、第7条関係)

【委員】

組 織 名		役 職 名 等	
		協議会	分科会
会長	北海道日高振興局	副局長	副局長
副会長	北海道日高振興局	地域創生部長	地域創生部長
	日高町	企画財政課長	企画財政課長
	平取町	まちづくり課長	まちづくり課長
	新冠町	企画課長	企画課長
	新ひだか町	企画課長	企画課長
	浦河町	企画課長	企画課長
	様似町	企画調整課長	企画調整課長
	えりも町	企画課長	企画課長
	北海道運輸局室蘭運輸支局	首席運輸企画専門官	
	北海道開発局室蘭開発建設部	道路計画課長	
浦河道路事務所長			
北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部	門別出張所長		
	浦河出張所長		
北海道警察本部交通規制課	交通規制課長		
北海道旅客鉄道株式会社	地域交通改革部長		
道南バス株式会社	取締役	取締役	
ジェイ・アール北海道バス株式会社	営業部専任部長	取締役営業部長	



資料-2 北海道日高地域公共交通活性化協議会の開催経緯

回数	開催方式	開催日時	議 題
第1回協議会	書面開催	2022(令和4)年 4月1日	協議会設置、事業計画及び収支予算の決定等
第2回協議会	オンライン開催	2022(令和4)年 8月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・業務実施方針(工程表等の確認) ・アンケート調査等 ・その他意見・質問について
第1回分科会	オンライン開催	2022(令和4)年 12月9日	<ul style="list-style-type: none"> ・日高地域公共交通計画(原案たたき台)
第3回協議会	オンライン開催	2022(令和4)年 12月23日	<ul style="list-style-type: none"> ・日高地域公共交通計画策定スケジュール ・日高地域公共交通計画において検討する地域課題 ・日高地域公共交通計画(原案たたき台)
第2回分科会	オンライン開催	2023(令和5)年 2月15日	<ul style="list-style-type: none"> ・日高地域公共交通計画(原案)

